

令和3年11月第14回互理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 令和3年11月17日第14回互理町議会臨時会は、互理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 小野 一雄	2 番 鈴木 邦彦
3 番 高野 進	4 番 結城 喜和
5 番 安藤 美重子	6 番 大槻 和弘
7 番 鈴木 秀一	8 番 小野 明子
9 番 佐藤 邦彦	10番 木村 満
11番 森 義洋	12番 渡邊 健一
13番 澤井 俊一	14番 佐藤 正司
15番 鈴木 高行	16番 熊田 芳子
17番 鈴木 邦昭	18番 佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	牛 坂 昌 浩	企 画 課 長	齋 義 弘
財 政 課 長	大 堀 俊 之	税 務 課 長	佐 藤 文 行
町 民 生 活 課 長	岡 崎 詳 子	福 祉 課 長	佐 藤 育 弘
長 寿 介 護 課 長	橋 元 栄 樹	子 ど も 未 来 課 長	岩 泉 文 彦
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	関 本 博 之	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	佐々木 厚	上 下 水 道 課 長	齋 藤 秀 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 課 長	奥 野 光 正
教 育 次 長	南 條 守 一	教 育 総 務 課 長	太 田 貴 史
生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	牛 坂 昌 浩		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	参 事 兼 庶 務 班 長	佐 藤 貴
主 査	片 岡 工		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
議長諸報告
- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 議案第52号 令和3年度亙理町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 5 陳情第 4号 福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放
出決定に反対する意見書提出に関する要望
- 日程第 6 常任委員の選任
- 日程第 7 議会広報常任委員の選任
- 日程第 8 議長の常任委員の辞任
- 日程第 9 議会運営委員の選任
- 日程第10 委員会の閉会中の継続調査申出について

午前10時00分 開会

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより、令和3年11月第14回亙理町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、5番 安藤美重子議員、6番 大槻和弘議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長（佐藤 實君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長諸報告

議 長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、補正予算案1件の議案が提出されております。

第3、産業建設常任委員長から陳情審査報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 提出議案の説明

議 長（佐藤 實君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 山田周伸君 登壇〕

町 長（山田周伸君） 改めまして、皆さん、おはようございます。それでは、私のほうから、令和3年第14回互理町議会臨時会、議案の説明をさせていただきます。

本日、第14回互理町議会臨時会を開催するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案1件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

それでは、概要を説明申し上げます。

議案第52号「令和3年度亘理町一般会計補正予算（第7号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,331万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億7,886万7,000円とするものであります。

初めに、歳出予算についてご説明申し上げます。

6款農林水産業費につきましては、農業振興事務経費において、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外食産業を中心に米の消費需要が落ち込み、令和3年産米の価格が大幅に下落していることから、町内の主食用米作付農家への経営継続支援策として補助金5,922万円を追加補正するものであります。

次に、果樹花卉振興対策費におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う冠婚葬祭の自粛等により、花卉の需要及び価格が低迷していることから、生産にかかる燃料代の一部を補助し、営農継続の支援を行うものであり、補助金266万円を追加補正するものであります。また、水産業振興経費におきましても同様に、水産物の需要及び価格低迷にかかる漁業者の経営継続支援策として操業にかかる燃料代に対する補助金778万3,000円を追加補正するものであります。

9款消防費につきましては、防災対策経費において、現在の申請状況等を鑑み、不足が見込まれる木造住宅耐震診断助成事業委託料71万2,000円及び屋根耐風改修工事費補助金683万5,000円を追加補正するとともに、木造住宅耐震改修工事費補助金220万円及びスクールゾーン内危険ブロック塀等除去事業補助金187万5,000円を減額補正するものであります。

次に、歳入予算についてご説明を申し上げます。

14款国庫支出金につきましては、屋根耐風改修事業や木造住宅耐震改修工事助成事業等の増減額を合わせ、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金173万6,000円を追加補正するほか、事業者支援分として追加配分が決定したことから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,171万9,000円を追加補正するものであります。

15款県支出金につきましては、事業費の減額に伴い、スクールゾーン内ブロック塀等除去工事助成事業補助金37万5,000円及びみやぎ木造住宅耐震改修工事助成事業補助金50万円を減額補正するほか、主食用米作付農家経営継続支援事業の財源として、第3期新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村事業補助金1,100万円を追

加補正するものであります。

18款繰入金につきましては、今回の補正の調整財源として、財政調整基金繰入金3,062万円を追加補正するものであります。

20款諸収入につきましては、公益財団法人宮城県市町村振興協会より、市町村新型コロナウイルス感染防止事業支援金が交付されることとなったことから、911万9,000円を追加補正するものであります。

以上、提出議案についての概要説明は終わりますが、何卒慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 議案第52号 令和3年度亘理町一般会計補正予算（第7号）

議 長（佐藤 實君） 日程第4、議案第52号 令和3年度亘理町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議 長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 議案第52号 令和3年度亘理町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたしますので、別冊でお配りの一般会計補正予算書（第7号）をご準備の上、1ページをお開き願います。

議案第52号 令和3年度亘理町一般会計補正予算（第7号）。

令和3年度亘理町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,331万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ144億7,886万7,000円とするものです。

それでは、歳出予算からご説明いたしますので、予算書の12、13ページをお開き願います。

補正予算の概要につきましては、ただいま町長が提案理由で述べたところですが、改めてご説明申し上げます。

初めに、6款農林水産業費になりますが、1項4目細目3農業振興事務経費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大などの影響により、令和3年産米の価格概算金が大幅に下落したことから、主食米を生産する本町農家の農業経営の安定や継続を支援するため、次期作米の生産費用の一部として、10アール当たり4,000円を助成する主食用米作付農家経営継続支援事業補助金5,922万円を追加補正するもののほか、細目9果樹花卉振興対策費において、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う冠婚葬祭の自粛等による花卉需要の減少や、価格についても減少していることから、令和3年度の生産にかかる花卉農家の燃料費の一部を助成する花卉農家経営持続支援事業補助金として266万円を追加補正するものであります。

次の3項1目細目4水産業振興経費につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、水産物需要の減少及び価格が低迷し、漁業者の経営を圧迫していることから、令和3年度の操業にかかる燃料費の一部を助成するため、水産業経営持続支援事業補助金として778万3,000円を追加補正するものであります。

以上が農林水産業費の主なものになります。

続きまして、9款消防費をご説明いたします。

1項5目細目6防災対策経費につきましては、木造住宅耐震診断助成事業委託料のほか、各種補助金において今年度の実績及び今後の申請見込から、追加及び減額補正を行うものです。

初めに、委託料ですが、木造住宅耐震診断助成事業委託料については、5件分を増額し、71万2,000円を追加補正するものであります。次に、補助金になりますが、木造住宅耐震改修工事費補助金2件分220万、スクールゾーン内危険ブロック塀等除却事業補助金5件分187万5,000円をそれぞれ減額補正するもののほか、14、15ページに移りまして、本年2月の福島県沖を震源とする地震により、6月補正で予算計上した屋根耐風改修工事費補助金の追加分として、683万5,000円を追加補正するものであります。

以上が今回の歳出補正予算の主なものになります。

続きまして、歳入予算についてご説明いたしますので、8ページ、9ページに戻ります。

初めに、14款国庫支出金につきましては、2項3目5節土木費補助金において住

宅・建築物安全ストック形成事業補助金の基幹事業、通常分として248万6,000円を追加補正するもののほか、基幹事業、緊急対策分として75万円を減額補正するものであります。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付分として9目2節細節21新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,171万9,000円を追加補正するものであります。

なお、今回の追加交付により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の令和3年度における交付限度額は、1億7,843万8,000円となったところであります。

次に15款県支出金になりますが、2項5目2節土木費補助金において、歳出補正予算の減額により、細節5スクールゾーン内ブロック塀等除却工事助成事業補助金及び細節7みやぎ木造住宅耐震改修工事助成事業補助金を合わせて87万5,000円を減額補正するもののほか、8目1節細節14第3期新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金として、1,100万円を追加補正するものであります。

ページの下段になりますが、18款繰入金につきましては、今回の補正の調整財源として、1項1目1節財政調整基金繰入金3,062万円を追加補正するものであります。なお、今回の補正予算後の財政調整基金残高については、14億8,001万1,000円となる見込であります。

10ページ、11ページをお開き願います。

最後になりますが、20款諸収入につきましては、宮城県市町村振興協会から新型コロナウイルス対策費として支援金が交付されることになったことから、4項1目2節細節17市町村新型コロナウイルス感染症防止事業支援金として、911万9,000円を追加補正するものであります。

以上が歳入補正予算の説明となります。

以上で、議案第52号 一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。2番鈴木邦彦議員。

2番（鈴木邦彦君） 6款の主食用米作付農家経営継続支援事業補助金について、お伺いたします。このことに関しましては、産業建設常任委員会の説明、それと併せて全員協議会において、担当課より詳しく説明があったところであります。

10アール当たり、亶理町は4,000円、そういうことで、その算出根拠に関しても私なりに理屈が通っているのかなということでは理解しておりました。ただ、先般11月16日の河北新報を見ると、隣の町の山元町は4,300円という金額を支出するんだという報道があります。ただ、私が心配しているのは、亶理町と山元町、同じ農協、JAさんを抱えている町であります。そういう両町が、片方が4,000円、片方が4,300円、その他になった場合、今まであまり考えられなかった、そういうような補助金体制ではないのかなと、ちょっと心配しておるんですけれども、その辺の見解を、ちょっとお聞きしたいなと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいまの鈴木議員のご質問にお答えをさせていただきます。私もその金額というのをお聞きしまして、驚いているところでございます。どうして、うちが4,000円で向こうが4,300円だったのか、その辺は山元町さんにお聞きいただきたいというのが実際のところでございますし、多分、ここの仙台圏といいますか、に入ります2市2町で多分、4,000円ぐらいが妥当じゃないかという話はさせていただいたところでございますけれども、山元町さんが4,300円になった理由というのは、私も存じ上げていないのが今のところの実情でございます。

なお、その点につきまして、もし課長のほうで何か話があれば、農林水産課長のほうから詳細のほうを説明させていただきます。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） ただいまの町長の答弁のとおりでございますが、事務方いたしましたしましては、早速、この事業を立ち上げる際に、今、町長からお話あったとおり、2市2町で、事務方レベルでは調整させていただいた経緯がございます。

また、近隣の亶理町ですと、どうしても、岩沼、山元、西側では稲作とかもありますので、角田市とも調整させていただきまして、その中でも、一応、単価の統一、その内容等にはさせてもらったんですが、最後の決定は町単独、市単独ということから、今般、このようになったと、こちらは思っております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2番（鈴木邦彦君） 経緯はよく分かりました。もちろん、4,300円というのは山元町で決めたことですから、山元町に聞かないと何とも言えないとは思いますが、それも

理解できます。ただ、私が心配しているのは、やっぱり農家感情といいますか、そういったことが、今後、米を作る際に、大分いろいろな話が出てくるのかなと心配しております。ですので、今後の農業の支援といいますか、そういったものをしっかりと手厚く、亘理町はやるんだということですね、ぜひ町長からも意思表示をしていただいて、今後の農業政策に挑んでいただきたいと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。9番佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） 私も、13ページの、ただいまの鈴木邦彦議員の関連になります。この補助金ですね、主食用米作付農家経営継続支援事業5,922万、米価が60キロ当たり前年の12,200円から9,200円に下落したということで、町の基幹産業の緊急支援ということになるわけです。今回、水稻面積10アール当たり水稻生産資材の25%を補助するという説明であったんですが、この25%という数字、近隣市町村からの情報収集というのも一つの判断基準にはなるうかと思いますが、政策判断の論拠を、考え方ですね、この25%、どうしてこの25%にしたのかというふうなお考えをお聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいまの佐藤議員からのご質問でございますが、やはり、同業のほうは、生産者の集積が大分進んでおりますので、その辺を含めて大規模農家のほうが今回は大きな痛手を被っているということでございますし、また、大規模農家ほどナラシ保証、あとは収入保険とかも加入されているというものがありますので、25%の、そのぐらいの経費をこちらのほうで補助金を出すことによって、大分そんなに大きな下落をなく、収入の下落、所得の下落がなくしていけるのではないかなと考えたところでございます。なお、詳細につきましては、農林水産課長のほうから答弁させていただきます。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 今回の町長の答弁が全てでございますが、今般、米の下落によって大きく被害を被ったというのは、米を主とする副業農家ではなく、米専門の単作の農家だと、こちらでは理解しております。米だけで大きくやっている方が一番の被害を被っているというようなことでございますが、こちらではデータの亘理町の、先ほど町長が言ったとおり、農家だけが入れるナラシ対策、そして、

作物によらず、全農家が入れる収入保険、こちらの奨励を図っております。どちらに関しましても、下落分の9割まで補填されるというような制度でございます。こちらの加入率が65%、亘理町全体の65%の経営面積でございます。こちらをデータの的に、その65%はどうかというようなことを、こちらで試算しましたところ、亘理町の農地の集積率は64%でございます。ですので、ほとんどの請け負っているといえますか、認定農家とされる大規模農家、米農家の方々はナラシ対策、もしくは収入保険には加入しているという試算からですね、国の補填はあるというふうに見込みまして、その中でも、先ほど町長が答弁しましたように、米農家が来季の営農を持続する、そしてその意欲の低下につながらないように、その資材費の一部を支援したいということでございますが、その率はどのぐらいがいいかということだったんですが、先ほどの収入保険、ナラシ対策を全て鑑みまして、一応、資材費の4分の1にさせていただいたということでご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 次に、今、るるご説明がございましたが、国の経営所得安定対策、収入影響緩和対策含めてね。直近5か年間の平均と今回の下落額の、今、説明あった9割ほどの補填と。この交付金については、対象農産物農家、麦、大豆などが対象農作物として指定されております。今回の町の対策については、土地利用である作物、転作田が入っていないということについての、まずその理由が1つですね。まあ、転作作物においても、コロナ禍で需要が低迷しているということは同じだと思います。

そして、2点目なんですけど、今、説明がございましたとおり564経営体は要件として、ナラシ対策を促すというふうなことがうたわれておりましたが、面積では65%ということでございましたが、564経営体のうち、収入保険、あと、ナラシ対策に加入している件数、経営体というのはどれくらい、パーセントで結構でございますので、まず、ここ説明をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） そちらの件に関しましては、農林水産課長よりご答弁を差し上げます。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） まず1点目の、その他の作物に関する考え方なのですが、こちらは提案理由にもあったとおり、今般は、米下落に関する助成というふうにご理解いただきたく思います。米に限っての助成ということでご理解いただきまして、ですので、その他の大豆、その他の作物に関しては転作扱いですので、あくまでも、今回、主食用米ということでご理解いただきたく思います。同じ水田の中でも、転作扱いとしています飼料用米、こちらを除外しているという経緯もございますので、今般は主食用米と限定させていただいたのでご理解いただきたく思っております。

なお、2点目のナラシと収入保険の加入でございますが、先ほど、面積では65%ということだったんですが、加入者につきましては、少々お待ちくださいませ。

すみません、数でいいますと、まず、ナラシ対策でございますが、全戸の加入率からすると、19%でございます。収入保険に関しましては57%、こちらが全体農家の加入率となっております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 最後になりますが、同じく、13ページの中段の花弁農家水産業支援について伺いたします。花弁及び水産物の需要価格の低迷で、花弁農家、漁業者の経営が逼迫、つまり厳しいの上の段階で、もう後がないという表現がございました。それで、第1点目が、それぞれ通常期と比べ、需要と価格はどの程度の落ち込みなのかというふうなことがまず1つ目ですね。これ、例示お願いします。

あと、2点目。交付金額は生産操業に要する燃料代の10分の2以内というふうにご定められておりますが、もう少し高くてもいいのではないかとと思いますが、それは横に置いておきます。花弁農家、漁業者の利用する燃油種類及び単価が、当然、違ってきますね。まあ、軽油と重油ということでございました。それぞれ動力の利用目的が異なるわけなんです。というふうなことから、一律に燃油使用料は同率に比較できないと考えることができると思います。それぞれの実情、つまり生産経営費に占める燃油の割合に基づいて、もしくは勘案して、やはり積算すべきではないかと、私、思うんですけれども、支援、花弁農家と漁業者とも一律の交付額、10分の2以内というふうな基準を設けております。このところをご説明願えればと。当然、漁業者であれば、基本的な動力源ですから、この量もかなり

使うと、単価も違うと。全体の中のその燃油の割合に応じて補助をするのが適当ではないかと考えるのですが、この一律にした理由については、どのようなお考えなのかというようなことでございます。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） まず、最初の各漁業者及び花卉の収入減の内訳といいますか、率といいますか、なんですが、こちらは、個人の収入に関することなので、個別には調べていないんですが、ただ、一昨年の持続化給付金、あと、町単独の給付金、こちらのときにいただいたときの数字なんですが、全て、皆様、持続化給付金に、漁業者は該当しているということでございますので、皆さん全て20%以上は収入減になっているというようなことでございます。花卉農家に関しましても、全ての農家も持続化給付金に該当していると。併せまして、花卉農家に限定されることなんですが、いまだに下落のほうが続いていまして、そちらは農水省の直轄の事業でございますが、高収益作物次期作付補助金というのがございます。こちらのほうは、現在でも花卉農家は申請で、全て申請者の方は該当になっておりますので、同じく20%以上の下落が生じているという状況でございます。

続きまして、その20%の根拠といいますか、花卉と漁業者を分けたらどうかというお話だったんですが、こちらにつきましても、同じくこちらの補助率を決める際に、双方とも漁業者であれば漁協さん、そして花卉であれば農協さん、双方との事務局と相談させた結果、今回は、たまたま20%であちらから依頼されて、20%でお願いされた経緯がございますので、たまたま今般は、同じく20、20というふうになった経緯でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。15番鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 補助金の額が山元と亘理が違うというの、一つ言われたのは、何であぜ道一つ違って、山元と亘理が違うんだという情報が入りました。やっぱり、亘理町でも、団体長会議とかそういうもので、いろいろ情報交換していると思うんですね。以前は、農協の団体長とか漁協の団体長とか、町長入って、担当課入って、そういう協議をしてある程度、情報交換をして、そんなに、いろいろなものの情報を得て、事業をやっていると思うんだけど、今回のような差が出るというのは、そういう情報交換が、上手にっていないというふうを感じるのね。作っている人からみれば、なんだや、あぜ道一本で違うのかよと、そういう感覚

で聞いてくるわけだ。そういうところを調整するのが、やっぱり皆さんのとこであって、せつかく団体長会議をやっているのであれば、団体長からの情報とか、いろいろな面から、漁協も同じだけどね。そういう面をしっかりと組織づくりをやって、人から言われぬような行政をやっていくべきだと思うんだけど、その辺の連絡網はどうなっているんですか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 今般の、この農業主食用米の作付農家経営継続支援金補助金でございますが、これは、亘理町が一番先行して始めた事業、この辺ではですね。そのうち、金額は確定をしておりますでしたが、その準備段階に入ったのは、亘理町が早かったと考えておりますし、その後、富谷市の10アール1万円というすごい数字が、一旦、出ましたけど、それに従いまして、いろいろな市町村が動いたわけでございますし、亘理町は、お隣、山元町には情報提供をして、こういう形で、今後、進めていきたいという話をさせていただきました。そのときは、まだ山元町さんのほうは、何も、この補助金に関して考えていらっしやなかったようでございますが、その後、大体4,000円ぐらいという話で、大体固まったところで、私も先ほどお話ししたように、残念ながら、うまく情報というか、意思疎通がなかったのかもしれませんが、4,300円という数字が山元町さんのほうで出されたということでございますので、それは、こちらのほうで4,000円でやるというお話は、向こうにはしてあるわけございまして、山元町さんのほうが、ちょっと高くしたという、それは、もう各市町村ごとにやる最終的な政治的判断もあったかもしれません。その辺は、私も理解はしてませんが、それでこのような形になったということでございます。そういう意味で、残念ながら、今回は調整がうまくいかなかった部分は確かにございますので、その辺は今後とも注意して対応していきたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。6番大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 1点だけお伺いいたします。果樹花卉振興対策費のほうですけども、これ、今回あるのは、花卉の部分のみということだったんですけども、例えば、重油とか何か、油代が結構、やっぱり上がっているということもあるし、ハウスというような形になると思うのですが、そうすると、ほかには苺農家もあったはずですよ。そういったことからすると、特段、花卉農家がすごく大変だ

ったんだということなのかどうか、その辺ちょっと、お聞かせ願いたい。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） こちらに関しましては、先ほどから説明しておりますけれども、つまり市場価格といいますか、どのぐらいで、今回、コロナウイルス感染症の影響によって、価格が下落しているのに対しての補償でございますし、現在のところ、果樹に関しては、価格の低迷というのは聞いておりません。今後どうなるかわかりませんが、まずは価格が落ちているというのが基本となりますので、それを基に今回の補助金、この対策費を交付金という形で出す予定になっております。詳細については、農林水産課長より説明をさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） ただいまの質問は、苺、シュンギクとか施設園芸もどうかというふうに理解させていただきますが、町長の答弁にありますとおり、シュンギクに関しましても、前年度同様の区画取引でございますし、収入はほとんど大きな減収にはなっていないと。また、苺に関しましては、今、苺、本作でやっていますが、前作につきましては、おかげさまで前の年の反対に、1割ぐらい市場価格が上がってしまっていて、反対に、収入のほうが増加しておりますので、コロナの影響による減収には当たらないというふうに、こちらで理解しておりますので、今般は、コロナの影響により下落した、ですので施設園芸でも、花卉、花ですね、花卉農家に限定させていただいております。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。14番佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 13ページの防災対策経費、実際は、15ページに記載の屋根耐風改修工事補助金追加分として683万5,000円計上しているわけでございます。これは、補助対象として、ふき替えを使用する23%が対象になりまして、さらには平米当たり2万4,000円というような、先の6月補正のときに、1,100万ほどの予算計上したわけでございます。今回、683万5,000円、大体、前回の6割ぐらいの追加補正しているということで、改修面積と何件申請されたのか、申請分のやつが計上されたのかお伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） それに関しましては、都市建設課長より説明をさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 屋根耐風の申請については、面積の集計については、なかなか、面積表記というのが難しいところがございます、大部分が見積を参考にしておりますので、棟瓦などはちょっと面積で確認するのが難しいところがありますので、ちょっと面積については、正確に数字は捉えておりません。件数につきましては、現在のところ102件来ております。こちら、6月で補正したときも罹災証明が105件ほど、その時点でデータを持っていましたので、件数については、ほぼ、予定していた件数なのかなというのは考えております。ただ、まだ少し申請が来ておりますので、全体で115か120とか、そこら辺までは追加されるのかなと思っております。あと、一番、補正の理由となりますところが、1件あたりの修繕額、こちらが約10万くらいということで、ナラシで見えておりましたが、今のところ、実績を見ますと約14万くらい、単価が上がっているということで、今回補正させていただくような形となっております。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 2月13日、地震発生したわけですね。今回11月の補正で、年度末になるので、早期に口座振込をするべきかというふうに思うんですけども、その辺の考えどうですか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） ほとんどの方が修繕終わられて、事後の申請となっておりまして、大規模で、大きな雨漏りとかある方につきましては、ほぼ終わっていると判断しております。今後出てくるのは、かなり軽微な、そちらも終わっていると思いますので、額にしては、さほど大きな額にはならないかとは思いますが、対応のほうは速やかにしたいと考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第52号 令和3年度亘理町一般会計補正予算（第7号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号 令和3年度亘理町一般会計補正予算（第7号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 陳情第 4号 福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定に反対する意見書提出に関する要望

議長（佐藤 實君） 日程第5、陳情第 4号 福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定に反対する意見書提出に関する要望の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 本件に関し、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長登壇。

産業建設常任委員長（木村 満君）

令和3年10月21日

亘理町議会

議長 佐藤 實殿

産業建設常任委員会

委員長 木村 満

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告いたします。

記

受理番号、受理年月日 第4号 令和3年8月13日

付託年月日 令和3年9月2日

件名 福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定に反対する意見書提出に関する要望

審査結果 採択すべきもの

委員会の意見 別紙のとおり

【委員会の意見】

令和3年9月2日開催の定例会において、本委員会に付託されました「福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定に反対する意見書提出に関する要望」（以下、「要望」という）について、令和3年9月22日に宮城県漁業協同組合仙南支所（亙理）の支所運営委員長及び支所長より、要望の願意について説明を求め、質疑等を行った。

宮城県漁業協同組合仙南支所（亙理）の支所運営委員長からの説明によれば、現在、東日本大震災での風評被害は、いまだ完全には払拭されておらず、現下の新型コロナウイルスによる経済活動の自粛を受け、漁業者は経営継続の危機であるとのことであった。また、ALPS処理水の海洋放出を行えば、風評被害が起こることは明らかであり、これ以上の経営困難に直面すれば、水産関連業の衰退は明らかであるとのことであった。

本委員会としては、ALPS処理水の海洋放出決定について、ALPS処理水の安全性についての周知が消費者全体に伝わっているとは言い難く、本町の基幹産業である水産業に悪影響を及ぼすことは明らかであることから、要望の願意は妥当であるとの立場である。

以上のことから本委員会としては、「採択すべきもの」と決しました。

次ページに要望されております意見書がありますので、朗読させていただきます。

福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定に反対する意見書

政府は、東京電力・福島第一原子力発電所におけるALPS処理水について、海洋放出による処分を行うという方針を、去る4月13日に決定しました。約2年後をめどに放出を始められるよう、東京電力に設備の設置などを求めていくというものであります。

東日本大震災の発生から10年が経過し、本町では、国内外の多くの皆様から多大なる支援に加え、国の特例的な財産支援や各種の規制緩和など、被災地に寄り添った政策を講じていただきながら、復旧・復興に取り組んできております。

本町の基幹産業の一つである水産業は、福島第一原子力発電所事故によって、福島県沖合はもちろんのこと、東北や北関東沿岸における放射能汚染が発生し、本町漁業者へも甚大な被害を受けたことは記憶に新しいところであり、今なお、その影響を受け、苦しんでいる漁業関係者も少なくありません。

水産関係者は、消費者に対し、安心して宮城の水産物を食べてもらいたいとの思いから、国の定める厳しい基準値をクリアするための検査を幾度も繰り返し、ようやく軌道に乗りかけた矢先に新型コロナウイルス感染拡大の影響から、魚価低迷の煽りを受けながらも、必死になって消費者に信頼してもらえる水産物の提供に努めております。

このような状況下にあつて、ALPS処理水を海洋放出することになれば、特に福島県に近接する本町においては、新たな風評被害が発生することは必至であり、あらゆる苦難を乗り越えてきた水産関係者へ更なる打撃になるものと危惧され、その不安は計り知れないものであります。

ALPS処理水に対する理解が十分でない現状において、更には風評被害に対する具体的な対応策が示されていない状況下にあつては、海洋放出は認められず、断固反対するものであります。

以上、地方自治法第99条の規程により意見書を提出します。

令和3年11月

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

農林水産大臣 殿

経済産業大臣 殿

環境大臣 殿

復興大臣 殿

宮城県亘理町議会

議長 佐藤 實

産業建設常任委員長（木村 満君） 以上です。

議長（佐藤 實君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、陳情第 4号 福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定に反対する意見書提出に関する要望の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。この陳情に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。この陳情に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、陳情第 4号 福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出決定に反対する意見書提出に関する要望の件は採択とすることに決定いたしました。

日程第6 常任委員の選任

議長（佐藤 實君） 日程第6、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、総務常任委員には小野一雄議員、佐藤邦彦議員、木村 満議員、佐藤正司議員、鈴木高行議員、私、佐藤 實、以上の6名。産業建設常任委員には、高野 進議員、結城喜和議員、大槻和弘議員、小野明子議員、森 義洋議員、鈴木邦昭議員、以上の6名。教育福祉常任委員には、鈴木邦彦議員、安藤美重子議員、鈴木秀一議員、渡邊健一議員、澤井俊一議員、熊田芳子議員、以上の6名をそれぞれ指名いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

休憩中に各常任委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。また、議会広報常任委員を選出願います。

委員会の招集場所は、総務常任委員会は2階中会議室2号、産業建設常任委員会は委員会室西側、教育福祉常任委員会は委員会室東側においてお願いいたします。

説明員の皆様につきましては、各委員会の会議に時間を要することから、一時退席いただき、各委員会の終了予定時刻を、後で各説明員に連絡いたします。これを目安に入場していただくようお願いいたします。

それでは、休憩に入ります。

再開は11時15分といたします。

午前10時54分 休憩

午前11時20分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の日程に入る前に、各常任委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

総務常任委員会委員長に鈴木高行議員、同じく副委員長に小野一雄議員。

産業建設常任委員会委員長に森 義洋議員、同じく副委員長に高野 進議員。

教育福祉常任委員会委員長に熊田芳子議員、同じく副委員長に鈴木秀一議員。

以上のとおりそれぞれ選任されました。

日程第7 議会広報常任委員の選任

議長（佐藤 實君） 日程第7、議会広報常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会広報常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、鈴木邦彦議員、大槻和弘議員、鈴木秀一議員、小野明子議員、佐藤正司議員、鈴木邦昭議員、以上の6名を議会広報常任委員に指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、議会広報常任委員に選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

休憩中に議会広報常任委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。

委員会の招集場所は、委員会室においてお願いいたします。

再開は11時35分といたします。

休憩。

午前11時23分 休憩

午前11時35分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の日程に入る前に、議会広報常任委員会の委員長及び副委員長が選任されたので、報告いたします。

議会広報常任委員会委員長に大槻和弘議員、同じく副委員長に鈴木秀一議員、以上のとおり選任されました。

日程第8 議長の常任委員の辞任

議長（佐藤 實君） 日程第8、議長の常任委員の辞任の件を議題といたします。

本件は一身上に関するものであり、地方自治法第117条の規定により除斥に該当するので、副議長と交代いたします。

〔議長 退場、副議長 議長席に着く〕

副議長（鈴木邦昭君） 議長と交代いたしましたので、引き続き議事を進めさせていただきます。

お諮りいたします。

議長の常任委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（鈴木邦昭君） 異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

それでは、議長と交代いたします。

〔副議長 自席に、議長 入場し議長席に着く〕

日程第9 議会運営委員の選任

議長（佐藤 實君） 日程第9、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、結城喜和議員、大槻和弘議員、鈴木秀一議員、森 義洋議員、鈴木高行議員、熊田芳子議員、鈴木邦昭議員、以上の7名を議会運営委員に指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。

委員会の招集場所は、隣の委員会室において開催されるようお願いいたします。

再開は11時55分といたします。休憩。

午前11時39分 休憩

午前11時55分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に結城喜和議員、同じく副委員長に鈴木邦昭議員、以上のとおり選任されました。

ここで、本日選任された各常任委員会及び議会運営委員会の委員について、事務局に朗読させます。

事務局長（西山茂男君） それでは、ご報告させていただきます。

総務常任委員会、小野一雄委員、佐藤邦彦委員、木村 満委員、佐藤正司委員、鈴木高行委員。委員長に鈴木高行委員長、副委員長については小野一雄副委員長になります。産業建設常任委員会、高野 進委員、結城喜和委員、大槻和弘委員、

小野明子委員、森 義洋委員、鈴木邦昭委員、以上6名です。産業建設常任委員会については、森 義洋委員長、副委員長に高野 進副委員長という形になります。教育福祉常任委員会、鈴木邦彦委員、安藤美重子委員、鈴木秀一委員、渡邊健一委員、澤井俊一委員、熊田芳子委員の以上6名でございます。委員長に熊田芳子委員長、副委員長に鈴木秀一副委員長になります。議会広報常任委員会については、鈴木邦彦委員、大槻和弘委員、鈴木秀一委員、小野明子委員、佐藤正司委員、鈴木邦昭委員の以上6名。委員長に大槻和弘委員長、副委員長に鈴木秀一副委員長という形になります。議会運営委員会につきましては、結城喜和委員、大槻和弘委員、鈴木秀一委員、森 義洋委員、鈴木高行委員、熊田芳子委員、鈴木邦昭委員の以上7名になります。議会運営委員会の委員長に結城喜和委員長、副委員長に鈴木邦昭副委員長という形になります。以上でございます。

日程第10 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第10、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって令和3年11月第14回互理町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時58分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 安藤 美重子

署名議員 大槻 和弘